

府 政 防 第 598 号
消 防 災 第 328 号
21 文 科 施 施 企 第 17 号
社 援 総 発 0813 第 1 号
21 経 営 第 2595 号
国 河 防 第 292 号
気 企 第 99 号

平成 21 年 8 月 13 日

都道府県防災担当主管部（局）長 殿
都道府県民生主管部（局）長 殿
都道府県衛生主管部（局）長 殿
都道府県土木主管部（局）長 殿
都道府県農林水産主管部（局）長 殿
都道府県教育委員会教育長 殿
都道府県私立学校主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）
総務省消防庁国民保護・防災部防災課長
文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
厚生労働省社会・援護局総務課長
農林水産省経営局経営政策課長
国土交通省河川局防災課長
気象庁総務部企画課長
（ 公 印 省 略 ）

平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨及び平成 21 年台風第 9 号に伴う
大雨を受けての対策について

豪雨時における災害対策については、「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援について」（平成 17 年 3 月 31 日付府政防第 291 号、消防災第 54 号）、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の周知徹底について（平成 21 年 5 月 22 日付府政防第 302 号、消防災第 216 号、国河防第 32 号、気企第 31 号）及び各省庁による通知等（別紙 1 参照）に基づき、その推進に努めてまいりましたが、平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨及び平成 21 年台風第 9 号に伴う大雨では、各地で水

害・土砂災害が発生し、災害時要援護者をはじめ多くの方々が被災したところです。

一方、平成 20 年 10 月 1 日現在の避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定率は、水害については 42.6%、土砂災害については 38.9%という現状にあります（平成 21 年 3 月総務省消防庁調査）。

このような状況に鑑み、今後、都道府県におかれましては、改めて、都道府県内の市町村及び関係機関と十分な連絡調整を図った上で、下記により、市町村における避難勧告等に係る発令の判断基準の策定等を促進するとともに、特に災害時要援護者及び災害時要援護者関連施設（別紙 2 参照）に係る避難支援対策を重点的に実施していただくようお願いいたします。

つきましては、貴庁内と都道府県内の市町村へ本通知及びその内容について周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

また、このたびの災害において把握された課題等について、今後、国としても、対応策の検討を行うこととしており、各都道府県、市町村へも情報提供を行いたいと考えております。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 都道府県の対策

都道府県におかれましては、以下の項目に沿った取組みの推進を図っていただくようお願いいたします。

- (1) 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 17 年 3 月）に沿って、市町村が避難勧告等に係る発令の判断基準等を定めたマニュアルの作成や現在の基準について再点検を行うにあたり、説明会の開催や技術的助言を行うこと。

また、各地の気象台は、市町村が避難勧告等の判断基準を検討する際に積極的な協力支援を行っているので、市町村が避難勧告等に係る発令の判断基準等の作成や再点検を行うにあたり、気象台と連携し、技術的助言などを行うこと。

なお、土砂災害については、「土砂災害警戒避難ガイドライン」（平成 19 年 4 月）も参考にすること。

- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、警戒避難体制の整備等に関する調査を実施し、速やかに、土砂災害警戒区域等の指定を実施すること。
- (3) 社会福祉施設等の災害対策を推進するため、都道府県においては、施設の立地条件や非常災害に対する具体的計画の策定の再点検等を実施すること。

- (4) 大雨、洪水等の警報や土砂災害警戒情報など気象に関する情報については、現在、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第55条に基づき都道府県から市町村に通知されているが、市町村が避難勧告等を発令する際、より具体的に活用できるよう、平常時から気象台と連携し、できるだけわかりやすい情報提供に努めるとともに、それらの情報に対する市町村担当者の理解の向上を図ること。

また、都道府県が提供する雨量や土砂災害危険度などの土砂災害警戒情報を補足する情報についても、その内容を市町村に周知徹底すること。

- (5) 市町村が作成するハザードマップについて、砂防、河川、治山及び農業用施設等の専門的知見に基づく技術的助言などを行うこと。
- (6) 市町村が災害対策本部を設置した場合には、必要に応じて職員を市町村に派遣するなど、砂防、河川、治山及び農業用施設等の専門的知見に基づく技術的助言、市町村からの情報収集、応援要請の調整などを行うこと。
- (7) 土砂災害に対して住民等を啓発するための土砂災害防止教育を推進するとともに、「土砂災害・全国統一防災訓練」などを活用し、土砂災害に対する地域防災力の強化を図ること。
- (8) 「災害時要援護者の避難対策について」（平成18年3月28日付府政防第233号、消防災第220号、社援発第0328001号）等に基づき、災害時要援護者の避難支援対策の推進を図ること。

なお、今年度中を目途に、市町村において避難支援プランの全体計画などが策定されるよう、必要な技術的助言や説明会を行うこと。

- (9) 地域における自助・共助の向上による総合的な防災力の強化を図るため、地域防災の中核的役割を担う消防団・自主防災組織に対し、災害時の円滑な対応のための研修等を実施すること。

2 市町村の対策

市町村におかれましては、以下の項目に沿った取組みの推進を図っていただくようお願いいたします。

- (1) 避難勧告等に係る発令の判断基準等を未だに定めていない市町村にあつては、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に沿って、避難勧告等に係る発令の判断基準等を速やかに作成すること。また、既にガイドラインに沿った発令の判断基準等を定めている市町村にあつては、あらかじめ定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、現在の判断基準について再点検を行うこと。その際、浸水により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合その他不測の事態となった場合の避難のあり方についても併せて周知すること。

また、各地の気象台は、市町村が避難勧告等の判断基準を検討する際には、資料提供等だけでなく気象特性や過去の災害と気象の関係等について解説や助言を行うなど、積極的な協力支援を行っているので、十分に活用すること。

なお、土砂災害については、「土砂災害警戒避難ガイドライン」も参考にすること。

- (2) 都道府県が土砂災害警戒区域を指定したときは、土砂災害防止法第7条に基づき、地域防災計画に必要な事項（警戒区域ごとの土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項）を記載し、必要な警戒避難体制（土砂災害警戒避難ガイドラインを参照すること）に関する事項を定めること。特に災害時要援護者関連施設については、当該施設の利用者の円滑な避難が行われるよう土砂災害に関する情報の伝達方法を定めること。
- (3) 社会福祉施設等の災害対策を推進するため、政令指定都市及び中核市においては、施設の立地条件や非常災害に対する具体的計画の策定の再点検等を実施すること。
- (4) 災害対策基本法第55条に基づき都道府県から市町村に通知される大雨、洪水等の警報や土砂災害警戒情報等の気象に関する情報について避難勧告等の発令にあたり重要な判断材料にすること。

また、都道府県から提供される雨量、土砂災害危険度などの土砂災害警戒情報を補足する情報を活用し、避難勧告等の発令の参考とすること。

気象台では、市町村等の防災担当者が、発表されている警報等の防災気象情報を分かりやすく閲覧・入手できるようインターネットの専用ページを設けており、このシステムにより、自らの地域に関連する警報・注意報を選んで受信できるメール配信サービスも行っている。さらに、気象台は市町村等との間でホットライン等を通じて相互に情報交換できる体制を整えているので、これらを積極的に活用し、避難勧告等の発令の参考とすること。

- (5) 避難経路や避難所を記載した土砂災害、洪水、内水等の各種ハザードマップを作成し、住民に周知すること。

また、土砂災害については、都道府県による土砂災害警戒区域の指定が途上であることに鑑み、指定がなされるまでの間であっても土砂災害危険箇所など土砂災害の危険性の高い地域については、必要な警戒避難体制を整備すること。

- (6) 災害対策本部を設置した場合には、必要に応じて、都道府県や気象台、学識経験者などにも出席を要請し、専門的知見に基づく技術的助言を求めること。
- (7) 土砂災害に対して住民等を啓発するための土砂災害防止教育を推進するとともに、「土砂災害・全国統一防災訓練」などを活用し、土砂災害に対する地域防災力の強化を図ること。
- (8) 「災害時要援護者の避難対策について」（平成18年3月28日付府政防第233号、消防災第220号、社援発第0328001号）等に基づき、災害時要援護者の避難支援対策の推進を図ること。

なお、今年度中を目途に、災害時要援護者の避難支援の全体計画などを策定

すること。

- (9) 地域における自助・共助の向上による総合的な防災力の強化を図るため、地域防災の中核的役割を担う自主防災組織に対し、災害時の円滑な対応のための研修等を実施すること。

お問い合わせ先

○内閣府（防災担当）災害応急対策担当

〒100-8969

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階

電話：03-3501-5695 FAX：03-3503-5690

○総務省消防庁国民保護・防災部防災課

〒100-8927

東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535

○文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室

〒100-8959

東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

電話：03-6734-2290 FAX：03-6734-3689

○厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

電話：03-3595-2614 FAX：03-3503-3099

○農林水産省経営局経営政策課災害総合対策室

〒100-8952

東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-6442 FAX：03-3592-7697

○国土交通省河川局

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

(防災課) 電話：03-5253-8459 FAX：03-5253-1607

(治水課) 電話：03-5253-8455 FAX：03-5253-1605

(砂防計画課) 電話：03-5253-8468 FAX：03-5253-1610

(下水道部流域管理官付)

電話：03-5253-8431 FAX：03-5253-1596

○気象庁総務部企画課

〒100-8122

東京都千代田区大手町1-3-4

電話：03-3212-8341 FAX：03-3211-2032

別紙 1

豪雨時における災害対策に係る発出通知一覧

内閣府

- 集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援について
平成 17 年 3 月 31 日（内閣府、消防庁）
- 災害時要援護者の避難対策について
平成 18 年 3 月 28 日（内閣府、消防庁、厚生労働省）
- 災害時要援護者対策の進め方について
平成 19 年 4 月 18 日（内閣府、消防庁、厚生労働省）
- 災害時要援護者の避難支援対策の推進について
平成 19 年 12 月 18 日（内閣府、消防庁、厚生労働省、国土交通省）
- 「避難支援プランの全体計画」のモデル計画について
平成 20 年 2 月 19 日（内閣府、消防庁、厚生労働省、国土交通省）
- 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの周知徹底について
平成 21 年 5 月 22 日（内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁）

総務省消防庁

- 梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について
平成 21 年 6 月 3 日（中央防災会議）
- 風水害対策の強化について
平成 21 年 6 月 3 日（消防庁）

文部科学省

- 災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について
平成 11 年 1 月 29 日（文部省、厚生省、林野庁、建設省、自治省）
- 災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について
平成 11 年 1 月 29 日（文部省）
- 梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について
平成 21 年 6 月 8 日（文部科学省）

厚生労働省

- 社会福祉施設における防火安全対策の強化について
昭和 62 年 9 月 18 日（厚生省）
- 社会福祉施設における防災対策の再点検等について
平成 10 年 8 月 31 日（厚生省）
- 災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について
平成 11 年 1 月 29 日（文部省、厚生省、林野庁、建設省、自治省）

農林水産省

- 災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について
平成 11 年 1 月 29 日（文部省、厚生省、林野庁、建設省、自治省）
- 林野に係る山地災害等の未然防止について
平成 21 年 5 月 14 日（林野庁）
- 梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について
平成 21 年 5 月 19 日（農林水産省）

国土交通省

【出水対策】

- 出水対策について
平成 21 年 4 月 10 日（国土交通省）
- 出水期における防災対策について
平成 21 年 5 月 25 日（国土交通省）

【土砂災害対策】

- 災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について
平成 11 年 1 月 29 日（文部省、厚生省、林野庁、建設省、自治省）
- 災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について
平成 11 年 1 月 29 日（建設省）
- 「土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案）」について
平成 17 年 7 月 26 日（国土交通省）
- 土砂災害警戒避難ガイドラインについて
平成 19 年 4 月 27 日（国土交通省）
- 土砂災害の警戒避難体制に関する地域防災計画の修正について
平成 19 年 12 月 14 日（国土交通省）
- 土砂災害に対する防災訓練の実施について
平成 21 年 1 月 9 日（消防庁、国土交通省）
- 災害時要援護者関連施設等に係る土砂災害対策の推進について
平成 21 年 7 月 27 日（国土交通省）

【洪水対策】

- 洪水ハザードマップ作成の推進について
平成 17 年 6 月 29 日（国土交通省）
- 洪水ハザードマップの作成の促進等について
平成 18 年 10 月 20 日（国土交通省）

【内水対策】

- 「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」について
平成 18 年 3 月（国土交通省）

- 「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」の改定について
平成 21 年 3 月 30 日（国土交通省）
- 内水ハザードマップの作成等の促進及び関連部局の連携について
平成 21 年 3 月 31 日（国土交通省）

別紙 2

災害時要援護者関連施設

災害時要援護者関連施設は、概ね次に掲げる施設とする。

- 1 児童福祉施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する施設）
- 2 老人福祉施設（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する施設）及び有料老人ホーム（同法第 29 条に規定する施設）並びに老人居宅生活支援事業を行う施設等（同法第 5 条の 2 第 3 項から第 6 項までに規定する事業を行うものに限る。）
- 3 介護保険施設（介護保険法（平成 12 年法律第 123 号）第 8 条第 22 項に規定する施設）
- 4 障害者支援施設（障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 12 項に規定する施設）
- 5 障害福祉サービス事業所（障害者自立支援法第 5 条第 5 項に規定する療養介護、同条第 6 項に規定する生活介護、同条第 7 項に規定する児童デイサービス、同条第 8 項に規定する短期入所、同条第 10 項に規定する共同生活介護、同条第 13 項に規定する自立訓練、同条第 14 項に規定する就労移行支援、同条第 15 項に規定する就労継続支援及び同条第 16 項に規定する共同生活援助を行うものに限る。）
- 6 身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 5 条第 1 項に規定する施設）
- 7 身体障害者更生援護施設（障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項に基づく施設）
- 8 知的障害者援護施設（障害者自立支援法附則第 58 条第 1 項に基づく施設）
- 9 知的障害者福祉工場（昭和 60 年 5 月 21 日厚生省発児第 104 号厚生事務次官通知「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」に基づく施設）
- 10 精神障害者社会復帰施設（障害者自立支援法附則第 48 条に基づく施設）
- 11 福祉ホーム（障害者自立支援法第 5 条第 22 項に規定する施設）
- 12 精神障害者退院支援施設（平成 18 年 9 月 2 日厚生労働省告示第 551 号「厚生労働省告示第 551 号」に基づく施設）

働大臣が定める施設基準」に基づく施設)

13 重症心身障害児(者)通園事業(平成15年11月10日障発第1110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」に基づく施設)

14 地域活動支援センター(障害者自立支援法第5条第21項に規定する施設)

15 医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する施設)

16 幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条に規定する学校施設)

17 その他

- (1) 救護施設、更生施設及び医療保護施設(生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する施設)
- (2) 特別支援学校(学校教育法第72条に規定する学校施設)
- (3) その他災害時要援護者に関連する施設